

1 通学について

- (1) 通学は、定められた標準服を着る。（※服装参照）
- (2) 自主及び自力通学を希望する生徒は、担任に申し出ること。事前手続きを行い、通学の練習や見極めを経て、通学許可を受ける。
- (3) 通学用に自転車を使用する場合は、本人の体に合った操作のしやすいもので、安全に乗車できるものとする。
- (4) 交通規則を守り、電車やバスを利用するときは、公共のマナーを守る。

2 持ち物について

- (1) 学習に必要なものだけを持ってくる（リクエストのCDや、漫画以外の読むための本は持ってきてよい）。
- (2) 友達のものや学校の物など、自分の物ではない物品は承諾を得ずに使わない。

3 貴重品・携帯電話

- (1) お金を止むを得ず持ってくる場合は、事前に担任に相談する。
- (2) 友達同士でのお金の貸し借りはしない。また、自力通学で使う回数券も貸し借りをしない。
- (3) 貴重品（金銭、療育手帳など）や携帯電話は、登校後に担任に預け、下校時に受け取る。
- (4) 自主・自力通学（練習を含める）の生徒は、緊急時の連絡手段として、携帯電話を持ってくることができる。携帯電話の使用を希望する場合は、申請書を提出する。
- (5) 携帯電話等の使用は、家の人と使い方のルールをよく確認する。

4 身だしなみ

- (1) 服装は、清潔感のある身だしなみを心がける。
- (2) 頭髪は学校生活に支障のないように整える。また、髪を着・脱色したり、パーマをかけたりしない。また、ムース、ワックス、ジェルなどは寝ぐせ直し程度とする。
- (3) ピアス、ネックレス、指輪などの装飾品は身につけない。特別な事情がある場合は、担任に申し出ること。

生活のやくそく（中学部）

- (4) 香水こうすいをつけたり、マニキュアや化粧けしょうをしたりしない。また、リップクリームは無色むしょくのものとする。
- (5) 集会しゅうかい、儀式ぎしき、式典しきてんなどでは、標準服ひょうじゅんふくを基本きほんとする。
- (6) 下履したばきは、運動靴うんどうぐつ、もしくはそれに準じゅんじた靴くつを基本きほんとする。
- (7) 体育の授業など、学校で着用がっこう ちやくようするにあたり、洗い替えあら かなどで指定していの体操服以外たいそうふくいがいを着る場合きには、
白地しろじもしくは黒地くろじ(ワンポイントやロゴ程度ていどのもの)などが望ましい。着脱等ちやくだつとうに不都合ふつごうのある場合ばあい、
自分じぶんの体からだに合った服装あ ふくそうも可能かのうとする。

【服装】

標準服：学校で着用することが望ましいとされるフォーマルな服装（本校では、決まった形はなく、式典や校外での学習にふさわしい服装）。

冬服（10月～5月）、夏服（6月～9月）

※目安として期間を設定するが、天候などにより柔軟に対応する。

通学時の服装について（標準服の着用が難しい場合は、自分の体に合った服装も可能とする。）

ワイシャツ ポロシャツ	・ブレザーの下は、ワイシャツもしくはポロシャツとする。 ・ワイシャツ、ポロシャツは白色とし、裾は出さず、ズボンやスカートの中に入れる。 ・肌着は、目立たない色合いのものとする（※）
ネクタイ・リボン	・夏季はつけなくてもよい。
セーター・ベスト	・着用の有無は自由（※）。
ベルト	・黒または茶色を基本とする。
ぼうかんぎ 防寒着	・標準服とのバランスを考えた色合いとする（※）。
くつ下	・標準服とのバランスを考えた色合いのものとする（※）。

※白、黒、紺、茶、グレー、ベージュなど、柄がついていないものを基本とする。



（一例）

体操服（一例）

